

仙台市役所本庁舎整備第1期 電気設備(強電)工事

総合評価に関する説明書

1. 総合評価の概要

(1) 総合評価の方式

簡易型Ⅱ型(WTO)

(2) 審査方法及び入札参加申請時の提出書類

対象工事は入札後資格確認型を適用する。入札者は下記の技術提案等を作成し、入札書等の提出時に提出するものとする(様式は別途示す)。

- 様式-1-Ⅱw「評価値申告書」
- 様式-Ⅱ「簡易な施工計画書」

(3) 評価値の算定

入札者は、対象工事の評価項目について自社の保有する実績等の内容を、「評価値申告書」により申告するものとする。

「評価値申告書」の評価値は、申告内容を評価基準に照らして得られた加算点に標準点100点を加えた技術評価点を、入札価格で除して算出する。

なお、「簡易な施工計画」については、それぞれ本市が審査を行って算出した評価点と申告のあった評価点を加算して求められた評価値を、入札者の評価値とする。

技術提案等の提出方法は、郵送(配達証明付き書留郵便に限る)による提出とする。提出先は、募集要領の別記に記載する。

(4) 落札候補者の決定

次に掲げる要件をすべて満たす者のうち、上記(3)による評価値が最も高いものを落札候補者とする。

- ① 入札金額が予定価格の制限の範囲内にあること
- ② 入札に係る性能等が、入札公告、入札説明書及び総合評価に関する説明書において明らかにした技術要件のうち、必須とされた項目の最低限の技術的要件を全て満たしていること
- ③ 低入札価格調査要綱(平成15年10月21日市長決裁)第6条に規定する低入札価格調査及び第6条の2に規定する特別重点調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められること

(5) 落札候補者となった時の提出書類

落札候補者は、「評価値申告書」の内容を証明する技術資料等として、次に掲げる技術資料等を作成し、提出するものとする。

- 様式-Ⅱ-2w「企業及び配置予定技術者の施工実績等の状況」
- 上記の様式-Ⅱ-2wの内容を証明するための添付書類

(6) 落札者の決定

落札候補者が提出した技術資料等を審査し、上記(3)による評価値が適切である場合は、対象工事の落札者とする。

(7) 提出書類の作成及び提出における留意点

提出書類の作成及び提出にあたっては、本説明書の他、「仙台市発注工事における総合評価一般競争入札の手引き(令和5年4月版)」(以下「手引き」という。)を確認のこと。

また、適用する評価項目は本説明書2.(1)、評価基準は手引きによる。

ただし、評価基準が手引きによらない場合は、本説明書に記載する。

2. 評価項目ごとの評価点及び加算点

(1) 評価項目ごとの評価点及び加算点

本工事で対象とする評価項目ごとの評価点及び加算点は、次のとおりとする。

評価視点	評価項目	加算点 配点 a	評点 配点 b	得点 c	評価点 d	評価点 計 e
簡易な 施工計画	施工上特に配慮が必要とされる条件や 課題に関する技術的所見〈テーマ1〉	①	10	10	10.000	10.00
	細目毎の得点 ・【優】… 10点 ・【良】… 5点 ・【可】… 0点 ・不適切… -1点	②	10	10	10.000	10.00
企業の 施工能力	イ 過去10ヶ年度及び現年度における 同種工事の施工実績			3	3.000	10.00
配置予定 技術者の 能力	カ 過去10ヶ年度及び現年度における 同種工事の施工実績 (1) 施工実績の有無	(1)		3	3.000	
	(2) 上記(1)の加点対象となる工事に おいて従事した役割 役割毎の得点 ・監理技術者… 2点 ・主任技術者… 1点 ・実績なし… 0点	(2)	10	2	2.000	
品質管理等	タ 品質管理システム等の認証取得状況 ①IS09001(品質マネジメントシステム) ②IS014001(環境マネジメントシステム)又は みちのく環境管理規格 ①及び②の認証取得あり… 2点 ①又は②のいずれかのみ認証取得あり… 1点 なし… 0点			2	2.000	
			30.0	加算点		30.00

※得点(c)=申告内容に応じて付与される点数

※評価点(d)=得点(c)

※評価点の計(e)は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。

(2)同種の工事区分

評価項目イ,キにおける「対象工事と同種の工事区分」のものとは、下記区分表(別記1)において、対象工事が属する大分類以下のものとする。

●別記1

大分類	中分類	小分類
01 土木工事	01一般土木工事	01土木工事
	02舗装工事	06舗装工事
	07造園工事	07造園工事
	09その他土木工事	02法面処理工事, 03杭打ち工事, 04PC桁工事, 05鋼橋上部工事, 08区画線設置工事, 09道路標識設置工事, 10しゅんせつ工事, 11さく井工事, 36その他鋼構造物設置工事
02 建築工事	11建築工事	12鉄骨鉄筋コンクリート建築工事
	29その他建築工事	13木造建築工事, 14プレハブ建築工事, 15家屋解体工事, 16塗装工事, 17防水工事, 18大工工事, 19左官工事, 20石工事, 21ガラス工事, 22タイル・れんが・ブロック工事, 23鉄筋工事, 24屋根工事, 25板金工事, 26建具工事, 27内装仕上工事, 36その他鋼構造物設置工事
03 電気工事	31一般電気工事	28電気設備工事
	32弱電工事	29電気通信設備工事
	33昇降機工事	33その他機械器具設置工事
	39その他電気工事	
04 機械工事	41給排水設備工事	30給排水衛生冷暖房工事
	42機械設備工事	31水処理施設工事, 32ごみ・し尿処理施設工事, 33その他機械器具設置工事, 34熱絶縁工事, 35消防施設工事
	49その他機械工事	36その他鋼構造物設置工事

(3)同種工事の条件

評価項目のイ及びカでいう「同種工事の条件」は次のとおりとする。

●別記2

国又は地方公共団体等が発注したS造, SRC造又はRC造の建築物の新築, 増築又は改築工事で, 工事対象部分が地上6階建以上かつ延床面積が29,000㎡以上※の電気設備工事(主要用途が駐車場, 倉庫等のもの並びに改修工事を除く)※増築は新たに増加した部分とし, 基礎の施工を伴うものに限る。